

議案第33号

平成30年度基山町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条第2項の規定により、下記のとおり平成30年度基山町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について、議会の議決を求める。

令和元年9月3日提出

基山町長 松田 一也

記

平成30年度 基山町下水道事業剰余金処分計算書

(単位：円)

	資本金	資本剰余金	未処分利益剰余金
当年度末残高	900,029,638	89,040,247	60,844,964
議会の議決による処分数額	7,167,107	0	△7,167,107
資本金への組入	7,167,107	0	△7,167,107
処分後残高	907,196,745	89,040,247	53,677,857

提案理由

地方公営企業法第32条第2項の規定により、平成30年度基山町下水道事業会計未処分利益剰余金の一部の額を資本金に組み入れるため。

令和元年9月13日原案可決